

目次

第1章 計画の基本事項	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の対象	3
5 計画の策定体制	4
6 前提となる法・大綱の概要	6
(1) こども基本法の概要	6
(2) こども大綱の概要	7
7 総合計画における方向性	9
第2章 安城市のこども・若者を取り巻く現状	10
1 統計からみる現状	10
(1) 人口の状況	10
(2) 出生等の状況	12
(3) 世帯等の状況	13
(4) 30歳未満人口の状況	14
(5) 支援が必要なこども・若者の状況	16
2 アンケートからみる現状	17
(1) アンケートの実施概要	17
(2) 保護者アンケート結果	17
(3) こども・若者アンケート結果	24
3 関係機関・団体調査、ワークショップからみるこども・若者の意見	30
(1) 関係機関・団体調査	30
(2) 高校生ワークショップ	34
第3章 こども計画の方向性	37
1 目指す姿	37
2 計画推進の視点	38
3 基本目標	39
4 数値目標	41
第4章 こども計画の具体的な施策	43
基本目標1 こどもまんなか社会に向けた気運醸成	43
基本目標2 こども・若者等の心身の健康づくり	46
基本目標3 こども・若者が安全に暮らせる環境づくり	52
基本目標4 こども・若者が希望を持てる社会づくり	60
基本目標5 子育て・教育にかかる支援	66

基本目標6 困難を抱える子ども・若者等への支援	75
第5章 子ども・子育て支援事業計画	82
1 教育・保育事業の提供区域	82
2 こどもの人口推計	83
3 事業量の設定	84
(1) 子どものための教育・保育給付.....	85
(2) 地域子ども・子育て支援事業.....	86
第6章 計画の推進体制	95
1 連携による推進	95
(1) 計画推進にあたっての子ども・若者の意見の反映.....	95
(2) 市民及び関係団体等との連携.....	95
(3) 愛知県や近隣市町との連携.....	95
2 計画の進捗管理	96
資料編	96
1 策定の経緯	97
2 安城市子ども・子育て会議条例	99
3 こども施策に係る事業等索引	101
4 用語集	105

本計画においては、平仮名表記の「こども」の使用を基本としていますが、一部、法律名や固有名詞等において「子ども」「子供」「児童」「生徒」表記を使用する場合があります。

【参考】こども家庭庁においては、「こども」表記を推奨しており、次のように基準を定めています。

- (1) 特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いる。
- (2) 特別な場合とは例えば以下の場合をいう。
 - ① 法令に根拠がある語を用いる場合(子ども・子育て支援法における「子ども」等)
 - ② 固有名詞を用いる場合(既存の予算事業名や組織名 等)
 - ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

本文中に＊印がついている用語は、巻末の資料編「4 用語集」に解説を掲載しています。